

議案第73号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月26日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の67.5」を「100分の92.5」に、「100分の87.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の67.5」を「100分の92.5」に、「100分の32.5」を「100分の42.5」に、「100分の87.5」を「100分の112.5」に、「100分の42.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	146,300	178,400	246,900	271,500	336,000
	2	147,800	180,500	249,100	273,800	338,500
	3	149,300	182,700	251,300	276,100	341,000
	4	150,800	184,900	253,600	278,400	343,500
	5	152,300	187,100	255,900	280,800	346,000
	6	154,000	189,300	258,200	283,200	348,500
	7	155,700	191,500	260,500	285,500	351,000
	8	157,500	193,700	262,800	287,900	353,400
	9	159,300	195,900	265,200	290,300	355,800
	10	161,100	198,100	267,500	292,700	358,200
	11	163,000	200,300	269,800	295,200	360,500
	12	165,000	202,600	272,100	297,700	362,800
	13	167,000	205,000	274,500	300,200	365,100
	14	169,100	207,300	276,900	302,700	367,500
	15	171,300	209,600	279,200	305,200	369,800
	16	173,500	211,900	281,600	307,700	372,100
	17	175,800	214,300	284,000	310,200	374,400
	18	178,200	216,800	286,500	312,600	376,700
	19	180,700	219,200	289,000	315,100	378,900
	20	183,200	221,600	291,400	317,500	381,100
	21	185,600	223,900	293,800	319,900	383,300
	22	187,000	226,200	296,200	322,300	385,500
	23	188,400	228,400	298,600	324,700	387,600
	24	189,900	230,700	301,000	327,100	389,700
	25	191,300	233,000	303,400	329,500	391,800
	26	192,700	235,300	305,800	331,900	393,900
	27	194,100	237,600	308,200	334,300	396,000
	28	195,500	239,800	310,500	336,700	398,000
	29	197,000	242,000	312,800	339,000	400,000
	30	198,500	244,200	315,000	341,400	402,100
	31	200,000	246,400	317,200	343,700	404,200
	32	201,600	248,700	319,400	346,000	406,200
	33	203,200	250,900	321,600	348,300	408,200
	34	204,700	253,100	323,800	350,600	410,300
	35	206,200	255,300	326,000	352,900	412,300
	36	207,800	257,500	328,200	355,200	414,300
	37	209,400	259,700	330,400	357,500	416,200
	38	211,000	261,900	332,600	359,800	418,200
	39	212,500	264,100	334,800	362,100	420,100
	40	214,100	266,300	337,000	364,300	422,000
	41	215,800	268,500	339,200	366,400	423,900
	42	217,600	270,800	341,400	368,500	425,900
	43	219,500	273,000	343,600	370,600	427,800
44	221,400	275,200	345,700	372,700	429,700	

45	223, 200	277, 300	347, 800	374, 800	431, 600
46	224, 900	279, 500	350, 000	376, 900	433, 500
47	226, 600	281, 700	352, 100	379, 000	435, 400
48	228, 300	283, 900	354, 200	381, 000	437, 200
49	229, 900	286, 000	356, 300	383, 000	439, 000
50	231, 600	288, 200	358, 300	385, 000	440, 800
51	233, 300	290, 400	360, 300	387, 000	442, 500
52	234, 900	292, 600	362, 300	389, 000	444, 200
53	236, 500	294, 700	364, 300	391, 000	445, 900
54	238, 200	296, 900	366, 300	392, 900	447, 500
55	239, 800	299, 100	368, 300	394, 800	449, 100
56	241, 400	301, 300	370, 200	396, 700	450, 700
57	243, 000	303, 400	372, 100	398, 600	452, 300
58	244, 600	305, 500	374, 000	400, 400	453, 800
59	246, 100	307, 600	375, 800	402, 200	455, 300
60	247, 600	309, 700	377, 600	403, 900	456, 800
61	249, 100	311, 800	379, 400	405, 500	458, 200
62	250, 600	313, 900	381, 000	407, 200	459, 500
63	252, 100	316, 000	382, 600	408, 900	460, 700
64	253, 600	318, 000	384, 100	410, 600	461, 900
65	255, 100	319, 900	385, 600	412, 200	463, 000
66	256, 700	321, 900	387, 000	413, 800	464, 000
67	258, 200	323, 800	388, 400	415, 400	464, 900
68	259, 700	325, 700	389, 700	416, 900	465, 800
69	261, 100	327, 600	391, 000	418, 300	466, 700
70	262, 600	329, 500	392, 300	419, 700	467, 600
71	264, 100	331, 300	393, 500	421, 100	468, 400
72	265, 600	333, 000	394, 700	422, 500	469, 200
73	267, 000	334, 700	395, 900	423, 800	469, 900
74	268, 500	336, 500	396, 900	425, 100	470, 500
75	269, 900	338, 200	397, 900	426, 400	471, 100
76	271, 300	339, 900	398, 900	427, 600	471, 600
77	272, 700	341, 600	399, 800	428, 700	472, 100
78	274, 200	343, 300	400, 700	429, 800	472, 600
79	275, 600	345, 000	401, 500	430, 900	473, 100
80	276, 900	346, 600	402, 300	431, 900	473, 600
81	278, 200	348, 100	403, 100	432, 900	474, 100
82	279, 500	349, 600	403, 700	433, 800	474, 600
83	280, 900	351, 000	404, 300	434, 700	475, 100
84	282, 200	352, 500	404, 800	435, 500	475, 600
85	283, 600	353, 900	405, 200	436, 200	476, 100
86	284, 900	355, 200	405, 700	436, 700	476, 600
87	286, 200	356, 400	406, 100	437, 200	477, 100
88	287, 500	357, 600	406, 500	437, 600	477, 600
89	288, 800	358, 700	406, 900	438, 000	478, 100
90	290, 000	359, 800	407, 400	438, 500	478, 600
91	291, 200	360, 800	407, 800	438, 900	479, 100
92	292, 400	361, 800	408, 200	439, 300	479, 600

93	293,600	362,700	408,600	439,600	480,100
94	294,800	363,500	409,000	440,000	480,600
95	296,000	364,300	409,400	440,400	481,100
96	297,200	365,100	409,800	440,800	481,600
97	298,300	365,900	410,200	441,200	482,100
98	299,500	366,700	410,600	441,600	482,600
99	300,600	367,400	411,000	442,000	483,100
100	301,700	368,000	411,400	442,400	483,600
101	302,800	368,600	411,800	442,800	484,100
102	303,900	369,300	412,200	443,200	
103	305,000	370,000	412,600	443,600	
104	306,100	370,600	413,000	444,000	
105	307,100	371,200	413,400	444,400	
106	308,100	371,700	413,800	444,800	
107	309,000	372,200	414,200	445,200	
108	309,900	372,700	414,600	445,600	
109	310,800	373,100	415,000	446,000	
110	311,600	373,500	415,400	446,400	
111	312,400	373,900	415,800	446,800	
112	313,100	374,300	416,200	447,200	
113	313,700	374,700	416,600	447,600	
114	314,300	375,100	417,000	448,000	
115	314,900	375,500	417,400	448,400	
116	315,500	375,900	417,800	448,800	
117	316,000	376,300	418,200	449,200	
118	316,600	376,700	418,600	449,600	
119	317,200	377,100	419,000	450,000	
120	317,800	377,500	419,400	450,400	
121	318,300	377,900	419,800	450,800	
122	318,800	378,300	420,200	451,200	
123	319,300	378,700	420,600	451,600	
124	319,800	379,100	421,000	452,000	
125	320,200	379,500	421,400	452,400	
126	320,600	379,900	421,800	452,800	
127	321,000	380,300	422,200	453,200	
128	321,400	380,700	422,600	453,600	
129	321,800	381,100	423,000	454,000	
130	322,200	381,500	423,400	454,400	
131	322,600	381,900	423,800	454,800	
132	323,000	382,300	424,200	455,200	
133	323,400	382,700	424,600	455,600	
134	323,800	383,100	425,000		
135	324,200	383,500	425,400		
136	324,600	383,900	425,800		
137	325,000	384,300	426,100		
138	325,400	384,700	426,500		
139	325,800	385,100	426,900		
140	326,200	385,500	427,300		

	141	326,600	385,900	427,600		
	142	327,000	386,300	428,000		
	143	327,400	386,700	428,400		
	144	327,800	387,100	428,800		
	145	328,200	387,500	429,100		
	146	328,600	387,900	429,500		
	147	329,000	388,300	429,900		
	148	329,400	388,700	430,200		
	149	329,800	389,100	430,600		
	150	330,200	389,500			
	151	330,600	389,900			
	152	331,000	390,300			
	153	331,400	390,700			
	154	331,800	391,100			
	155	332,200	391,500			
	156	332,600	391,900			
	157	333,000	392,200			
	158	333,400	392,600			
	159	333,800	393,000			
	160	334,200	393,400			
	161	334,500	393,700			
	162	334,900	394,100			
	163	335,300	394,500			
	164	335,700	394,900			
	165	336,000	395,200			
	166	336,400	395,600			
	167	336,800	396,000			
	168	337,200	396,400			
	169	337,500	396,700			
	170		397,100			
	171		397,500			
	172		397,900			
	173		398,200			
	174		398,600			
	175		399,000			
	176		399,400			
	177		399,700			
再任用 職員		223,200	262,300	281,000	299,300	330,100

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の15」を「100分の25」に改める。

第16条第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第19条第2項中「2万円」を「3万円」に、「7,000円」を「1万4,000円」に改める。

第25条第1項中「又は休日」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項本文に規定する場合のほか、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第25条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額

第32条第2項中「100分の92.5」を「100分の80」に、「100分の112.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の92.5」を「100分の80」に、「100分の42.5」を「100分の37.5」に、「100分の112.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の47.5」に改める。

第35条の見出し中「、住居手当及び単身赴任手当」を「及び住居手当」に改め、同条中「、第17条及び第19条」を「及び第17条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	146,300	178,400	242,700	266,800	330,200
	2	147,800	180,500	244,900	269,100	332,700
	3	149,300	182,700	247,100	271,400	335,200
	4	150,800	184,900	249,300	273,700	337,700
	5	152,300	187,100	251,500	276,000	340,200
	6	154,000	189,300	253,800	278,300	342,600
	7	155,700	191,500	256,100	280,600	345,000
	8	157,500	193,700	258,400	282,900	347,400
	9	159,300	195,900	260,700	285,300	349,700
	10	161,100	198,100	263,000	287,700	352,000
	11	163,000	200,200	265,300	290,100	354,300
	12	165,000	202,400	267,600	292,500	356,600
	13	167,000	204,700	269,900	295,000	358,900
	14	169,100	206,900	272,200	297,500	361,200
	15	171,300	209,100	274,500	300,000	363,500
	16	173,500	211,300	276,800	302,500	365,800
	17	175,800	213,600	279,100	305,000	368,000
	18	178,200	216,000	281,500	307,400	370,200
	19	180,700	218,300	284,000	309,800	372,400
	20	183,200	220,600	286,400	312,100	374,600
	21	185,600	222,800	288,800	314,400	376,700
	22	186,900	225,000	291,200	316,700	378,800
	23	188,200	227,100	293,500	319,100	380,900
	24	189,600	229,300	295,800	321,500	383,000
	25	191,000	231,500	298,100	323,800	385,100
	26	192,400	233,700	300,500	326,100	387,200
	27	193,800	235,900	302,900	328,500	389,200
	28	195,200	238,000	305,200	330,900	391,200
	29	196,600	240,100	307,400	333,200	393,200
	30	198,000	242,200	309,600	335,500	395,200
	31	199,400	244,300	311,800	337,700	397,200
	32	200,900	246,500	314,000	340,000	399,200
	33	202,400	248,700	316,100	342,300	401,200
	34	203,900	250,900	318,200	344,500	403,200
	35	205,400	253,100	320,400	346,800	405,200
	36	206,900	255,200	322,600	349,000	407,100
	37	208,400	257,300	324,700	351,300	409,000
	38	209,900	259,400	326,800	353,600	410,900
	39	211,400	261,500	329,000	355,800	412,800
	40	212,900	263,700	331,200	358,000	414,700
	41	214,500	265,800	333,300	360,100	416,600
	42	216,200	268,000	335,500	362,100	418,500
	43	218,000	270,100	337,600	364,200	420,400
44	219,800	272,200	339,700	366,200	422,300	

45	221,500	274,300	341,800	368,300	424,200
46	223,100	276,400	343,900	370,400	426,000
47	224,700	278,500	346,000	372,400	427,800
48	226,300	280,600	348,100	374,400	429,600
49	227,900	282,700	350,100	376,300	431,400
50	229,500	284,800	352,100	378,300	433,100
51	231,100	286,900	354,100	380,300	434,800
52	232,700	289,000	356,100	382,200	436,500
53	234,300	291,100	358,000	384,200	438,100
54	235,900	293,200	359,900	386,100	439,700
55	237,500	295,300	361,900	387,900	441,300
56	239,100	297,400	363,800	389,800	442,900
57	240,600	299,500	365,700	391,700	444,400
58	242,100	301,500	367,500	393,500	445,900
59	243,600	303,500	369,300	395,200	447,400
60	245,100	305,500	371,100	396,900	448,900
61	246,500	307,500	372,800	398,500	450,300
62	247,900	309,500	374,400	400,100	451,600
63	249,300	311,500	376,000	401,800	452,800
64	250,700	313,500	377,500	403,500	453,900
65	252,100	315,400	378,900	405,100	454,900
66	253,600	317,300	380,300	406,600	455,900
67	255,000	319,200	381,700	408,200	456,800
68	256,400	321,100	383,000	409,700	457,700
69	257,700	322,900	384,200	411,100	458,600
70	259,100	324,700	385,500	412,400	459,500
71	260,500	326,400	386,700	413,800	460,300
72	261,900	328,100	387,900	415,200	461,000
73	263,200	329,800	389,000	416,500	461,700
74	264,600	331,500	390,000	417,700	462,300
75	265,900	333,200	391,000	419,000	462,900
76	267,200	334,900	392,000	420,200	463,400
77	268,500	336,500	392,900	421,300	463,900
78	269,900	338,100	393,700	422,300	464,400
79	271,200	339,700	394,400	423,400	464,900
80	272,500	341,200	395,100	424,400	465,400
81	273,800	342,700	395,800	425,400	465,900
82	275,000	344,100	396,400	426,300	466,400
83	276,300	345,500	396,900	427,200	466,900
84	277,500	346,900	397,300	428,000	467,400
85	278,800	348,200	397,600	428,700	467,900
86	280,000	349,400	398,000	429,200	468,400
87	281,200	350,500	398,400	429,600	468,900
88	282,400	351,600	398,800	430,000	469,400
89	283,600	352,600	399,200	430,400	469,900
90	284,800	353,600	399,600	430,900	470,400
91	286,000	354,500	400,000	431,300	470,900
92	287,100	355,400	400,400	431,700	471,400

93	288,200	356,200	400,800	432,000	471,900
94	289,300	356,900	401,200	432,400	472,400
95	290,400	357,600	401,600	432,800	472,900
96	291,500	358,300	402,000	433,200	473,400
97	292,600	359,000	402,400	433,600	473,900
98	293,700	359,700	402,800	434,000	474,400
99	294,700	360,300	403,200	434,400	474,900
100	295,700	360,800	403,600	434,800	475,400
101	296,700	361,300	404,000	435,200	475,900
102	297,700	361,900	404,400	435,600	
103	298,700	362,500	404,800	436,000	
104	299,700	363,000	405,200	436,400	
105	300,600	363,500	405,600	436,800	
106	301,500	363,900	406,000	437,200	
107	302,300	364,300	406,400	437,600	
108	303,100	364,700	406,800	438,000	
109	303,900	365,100	407,100	438,400	
110	304,600	365,500	407,500	438,800	
111	305,300	365,800	407,800	439,200	
112	306,000	366,100	408,200	439,600	
113	306,600	366,400	408,600	440,000	
114	307,100	366,800	409,000	440,400	
115	307,600	367,100	409,400	440,800	
116	308,100	367,400	409,800	441,200	
117	308,600	367,700	410,100	441,600	
118	309,100	368,100	410,500	442,000	
119	309,600	368,400	410,800	442,400	
120	310,100	368,700	411,200	442,800	
121	310,500	369,000	411,600	443,200	
122	310,900	369,400	412,000	443,600	
123	311,300	369,700	412,300	444,000	
124	311,700	370,000	412,700	444,400	
125	312,100	370,300	413,100	444,800	
126	312,500	370,700	413,500	445,200	
127	312,800	371,000	413,900	445,600	
128	313,100	371,300	414,300	446,000	
129	313,400	371,600	414,600	446,400	
130	313,800	372,000	415,000	446,800	
131	314,100	372,300	415,400	447,200	
132	314,400	372,600	415,800	447,600	
133	314,700	372,900	416,100	448,000	
134	315,000	373,300	416,500		
135	315,400	373,600	416,900		
136	315,700	373,900	417,300		
137	316,000	374,200	417,600		
138	316,400	374,600	418,000		
139	316,700	374,900	418,400		
140	317,000	375,200	418,700		

	141	317,300	375,500	419,000		
	142	317,700	375,800	419,400		
	143	318,000	376,100	419,800		
	144	318,300	376,400	420,100		
	145	318,600	376,700	420,400		
	146	319,000	377,000	420,800		
	147	319,300	377,300	421,200		
	148	319,600	377,600	421,500		
	149	319,900	377,900	421,800		
	150	320,300	378,200			
	151	320,600	378,500			
	152	320,900	378,800			
	153	321,200	379,100			
	154	321,500	379,400			
	155	321,800	379,700			
	156	322,100	380,000			
	157	322,400	380,300			
	158	322,700	380,600			
	159	323,000	380,900			
	160	323,300	381,200			
	161	323,600	381,500			
	162	323,900	381,800			
	163	324,200	382,100			
	164	324,500	382,400			
	165	324,800	382,700			
	166	325,100	383,000			
	167	325,400	383,300			
	168	325,700	383,600			
	169	326,000	383,900			
	170		384,200			
	171		384,500			
	172		384,800			
	173		385,100			
	174		385,400			
	175		385,700			
	176		386,000			
	177		386,300			
再任用 職員		219,400	257,800	276,200	294,200	324,500

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第7項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 平成26年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 平成26年12月1日
- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員の、第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。
- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の承認を得て教育委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 施行日から平成27年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づい

て支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

- 7 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の承認を得て教育委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

（提案理由）

学校教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の92.5</u>（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の67.5</u>（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の87.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の67.5</u>」とあるのは「<u>100分の32.5</u>」と、「<u>100分の87.5</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(管理職手当)

第13条 略

2 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内の額とする。

3 略

(地域手当)

第16条 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の100分の20の範囲内の額とする。

3 略

(単身赴任手当)

第19条 略

2 単身赴任手当の月額は、3万円（教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が教育委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3及び4 略

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は

(管理職手当)

第13条 略

2 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の15を超えない範囲内の額とする。

3 略

(地域手当)

第16条 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の100分の18の範囲内の額とする。

3 略

(単身赴任手当)

第19条 略

2 単身赴任手当の月額は、2万円（教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が教育委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3及び4 略

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は

緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第15条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、

緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日 _____ に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第15条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。

その額に100分の150を乗じて
得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の規
定による勤務1回につき、6,00
0円を超えない範囲内において人事
委員会の承認を得て教育委員会規則
で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理
職員特別勤務手当の支給に関し必要な
事項は、人事委員会の承認を得て、教
育委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基
礎額に、勤務成績に応じて教育委員会
規則で定める支給割合を乗じて得た額
とする。この場合において、教育委員
会が支給する勤勉手当の額の総額は、
前項の職員の給与月額に100分の8
0 (第13条の規定に基づき管理
職手当の支給を受ける職員にあっては
100分の100) を乗じて得た
額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適
用については、同項中「100分の8
0」とあるのは「100分の3
7.5」と、「100分の100
」とあるのは「100分の47.
5」とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理
職員特別勤務手当の支給に関し必要な
事項は、人事委員会の承認を得て、教
育委員会規則で定める。

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基
礎額に、勤務成績に応じて教育委員会
規則で定める支給割合を乗じて得た額
とする。この場合において、教育委員
会が支給する勤勉手当の額の総額は、
前項の職員の給与月額に100分の9
2.5 (第13条の規定に基づき管理
職手当の支給を受ける職員にあっては
100分の112.5) を乗じて得た
額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適
用については、同項中「100分の9
2.5」とあるのは「100分の4
2.5」と、「100分の112.
5」とあるのは「100分の52.
5」とする。

4～7 略

(扶養手当及び住居手当
についての適用除外)

第35条 第14条、第15条及び第17条の規定は、再任用職員には適用しない。

4～7 略

(扶養手当、住居手当及び単身赴任手当
についての適用除外)

第35条 第14条、第15条、第17条及び第19条の規定は、再任用職員には適用しない。

給与改定等の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容									
給 料 表	別表第1 第1条による改正 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（521円、0.13%）を解消するため、給料月額を引き上げる。 第2条による改正 1 地域手当の支給割合の引上げ（2ポイント）に伴い、給料月額を同率程度引き下げる。 2 大学卒程度の初任給までの号給は、据え置く。									
地 域 手 当	支給割合 <table border="1" data-bbox="453 1032 1254 1122"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 1032 852 1077">現 行</th> <th data-bbox="852 1032 1254 1077">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1077 852 1122">18%</td> <td data-bbox="852 1077 1254 1122">20%</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	18%	20%					
現 行	改 正									
18%	20%									
単 身 赴 任 手 当	月額を引き上げるほか、再任用職員に対しても単身赴任手当を支給する。 <table border="1" data-bbox="453 1218 1254 1361"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 1218 724 1263"></th> <th data-bbox="724 1218 986 1263">現 行</th> <th data-bbox="986 1218 1254 1263">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1263 724 1308">基 礎 額</td> <td data-bbox="724 1263 986 1308">20,000円</td> <td data-bbox="986 1263 1254 1308">30,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1308 724 1361">距離による加算額</td> <td data-bbox="724 1308 986 1361">最大 7,000円</td> <td data-bbox="986 1308 1254 1361">最大 14,000円</td> </tr> </tbody> </table>		現 行	改 正	基 礎 額	20,000円	30,000円	距離による加算額	最大 7,000円	最大 14,000円
	現 行	改 正								
基 礎 額	20,000円	30,000円								
距離による加算額	最大 7,000円	最大 14,000円								
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日深夜に勤務した場合、6,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額を支給する。									

期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正			第2条による改正		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.15	0.675	1.825	1.15	0.675	1.825	1.15	<u>0.80</u>	<u>1.95</u>
	12月期	1.20	0.675	1.875	1.20	<u>0.925</u>	<u>2.125</u>	1.20	<u>0.80</u>	<u>2.00</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.60	1.35	3.95	2.60	<u>1.60</u>	<u>4.20</u>	2.60	1.60	4.20
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正			第2条による改正		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.95	0.875	1.825	0.95	0.875	1.825	0.95	<u>1.00</u>	<u>1.95</u>
	12月期	1.00	0.875	1.875	1.00	<u>1.125</u>	<u>2.125</u>	1.00	<u>1.00</u>	<u>2.00</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.20	1.75	3.95	2.20	<u>2.00</u>	<u>4.20</u>	2.20	2.00	4.20
	再任用職員の支給月数									
	現 行			第1条による改正			第2条による改正			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.65	0.325	0.975	0.65	0.325	0.975	0.65	<u>0.375</u>	<u>1.025</u>	
12月期	0.70	0.325	1.025	0.70	<u>0.425</u>	<u>1.125</u>	0.70	<u>0.375</u>	<u>1.075</u>	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.45	0.65	2.10	1.45	<u>0.75</u>	<u>2.20</u>	1.45	0.75	2.20	
再任用管理職員の支給月数										
	現 行			第1条による改正			第2条による改正			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.55	0.425	0.975	0.55	0.425	0.975	0.55	<u>0.475</u>	<u>1.025</u>	
12月期	0.60	0.425	1.025	0.60	<u>0.525</u>	<u>1.125</u>	0.60	<u>0.475</u>	<u>1.075</u>	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.25	0.85	2.10	1.25	<u>0.95</u>	<u>2.20</u>	1.25	0.95	2.20	
施行期日等	<p>1 第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表は平成26年4月1日から、勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条による給料表、地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当に係る改正は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができることとする。</p>									